

和歌山県中小企業融資制度 令和3年度 制度改正のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の資金繰りを支援するため、和歌山県中小企業融資制度において、以下の改正を行いました。資金繰りに不安がある事業者の方は、活用を御検討ください。

経営支援資金（伴走支援枠） <令和4年2月1日改正>

【対象者】

※1及び※2は裏面にて説明

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で①又は②に該当し、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善を図る※1中小企業者

- ① セーフティネット保証4号又は5号の認定※2を受けた方
- ② 最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少
又は
最近1か月間の売上高が前年同月比で5%以上減少
かつ前年同月の売上高が新型コロナ前における直近の決算の月平均売上高等に比して15%以上減少している方

※新型コロナ前：令和2年1月29日以前

2月1日改正により、セーフティネット保証の認証を受けていない場合でも②の要件を満たせば、本制度を利用できるようになりました。

【諸条件】

- 融資上限：6,000万円
- 資金用途：設備、運転、返済資金（※保証協会の保証付き融資の残高を返済するための資金）
- 融資期間：一括返済1年以内、分割返済10年以内（うち据置期間5年以内）
- 融資利率：年1.2%以内

2月1日改正により4,000万円から拡充

- 保証料率：①の場合 年0.20%
②の場合 年0.20～1.15%

※国の補助により保証料率が軽減されています。

※経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乘せされた上で、国の補助により上記の保証料率となります。

※条件変更に伴い、追加して生じる信用保証料は、国の補助の対象外です。

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

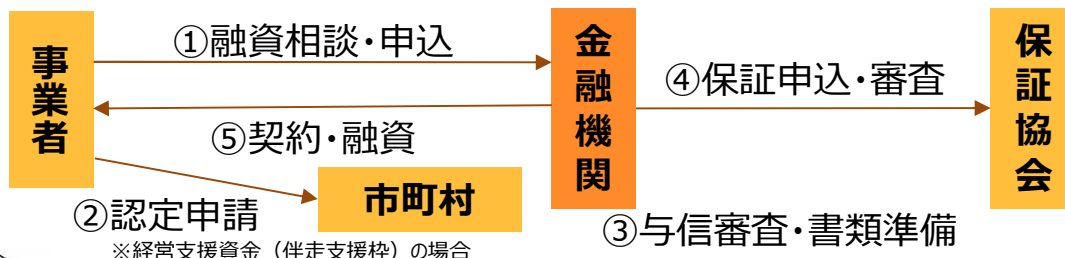
よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関に御相談**ください。



認定はどこで受けることができますか？

(表面※2)

セーフティネット保証4号または5号の認定は、売上高等減少要件※を満たせば、**事業所所在の市町村**で受けることができます。 ※危機関連保証は令和3年12月31日で終了

※ 売上高等の減少に応じて、市町村が認定します。

○ SN 4号：20%以上減少

○ SN 5号：5%以上減少 (注)

(注) 通常は5%以上の減少で認定されますが、本制度は以下が必要

・15%以上の減少 又は

・前年同月の売上高が新型コロナ前における直近の決算の平均売上高と比して15%以上減少



「経営改善を図る」とは何ですか？

(表面※1)

本制度においては、以下を含む**経営行動計画**を策定し、金融機関の支援を受けながら、計画を実施していくことが必要です。

○計画策定日の前年度の財務状況を含む現況及び課題の分析と課題を克服するための取組

○計画期間は3～5事業年度分

また、計画の実施に当たり、原則として**四半期ごとに金融機関への状況報告**を行う必要があります。



申請に必要な書類を教えてください。

①和歌山県**制度融資申込書**

②**市町村認定書**(セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けている場合に限る。)

③**金融機関必要書類**

④**保証協会必要書類**

※詳細については、各金融機関へ御相談ください。

融資の申込みに関するお問合せは、最寄りの金融機関まで
制度全般に関するお問合せは、和歌山県商工振興課まで(☎073-441-2744)